

# 第5期基本計画期間における 科学技術関係予算の編成プロセスについて等

- 第5期基本計画期間における科学技術関係予算の編成プロセスについて
- 公募型研究資金におけるe-Radの活用について
- 競争的資金における使い勝手の改善について
- 研究資金等に関する主な記述

# 第5期基本計画期間における科学技術関係予算の編成プロセスについて

## ■ 目的

第5期科学技術基本計画のもと、科学技術イノベーション政策の全体像を俯瞰した上で資源が適切に配分されるよう取り組む。そのため、科学技術イノベーション予算戦略会議を活用する。

## ■ 具体方策

### (1) 科学技術イノベーション政策の全体俯瞰(戦略の策定)

#### ① 科学技術関係予算の全体俯瞰

第5期科学技術計画期間を通じて、科学技術関係予算等を体系的に整理し全体像を把握する。

#### ② 他の司令塔等関係予算との連携

科学技術関係予算は広く様々な分野に係るものであることから、他の司令塔等(IT、宇宙、海洋、健康・医療、環境等)の関係予算・施策の把握、相互の連携に努める。

#### ③ エビデンスに基づく予算配分方針の策定

民間資金を含む我が国の科学技術投資等エビデンスを収集し、それらを踏まえ、科学技術関係予算の配分方針として科学技術イノベーション総合戦略に反映する。

### (2) PDCAサイクルによる科学技術関係予算の質の向上(戦略の実行)

① 第5期基本計画や毎年度の科学技術イノベーション総合戦略の実現に必要な重点的取組について、指標や必要に応じて目標値を定め、その状況を把握できるシステムを構築する。

② 上記について、毎年度進捗状況を定量・定性の双方からフォローアップし、次年度の総合戦略に反映する。

③ 科学技術関係予算、施策・事業の全体像を踏まえ、総合戦略に基づき、重点的取組の推進のため、より効果的な施策について予算を重点的に配分等すべく「重点化対象施策」を特定する。

④ 基本計画期間を通じて、年度単位で上記(1)と(2)①～③のPDCAサイクルを回す。

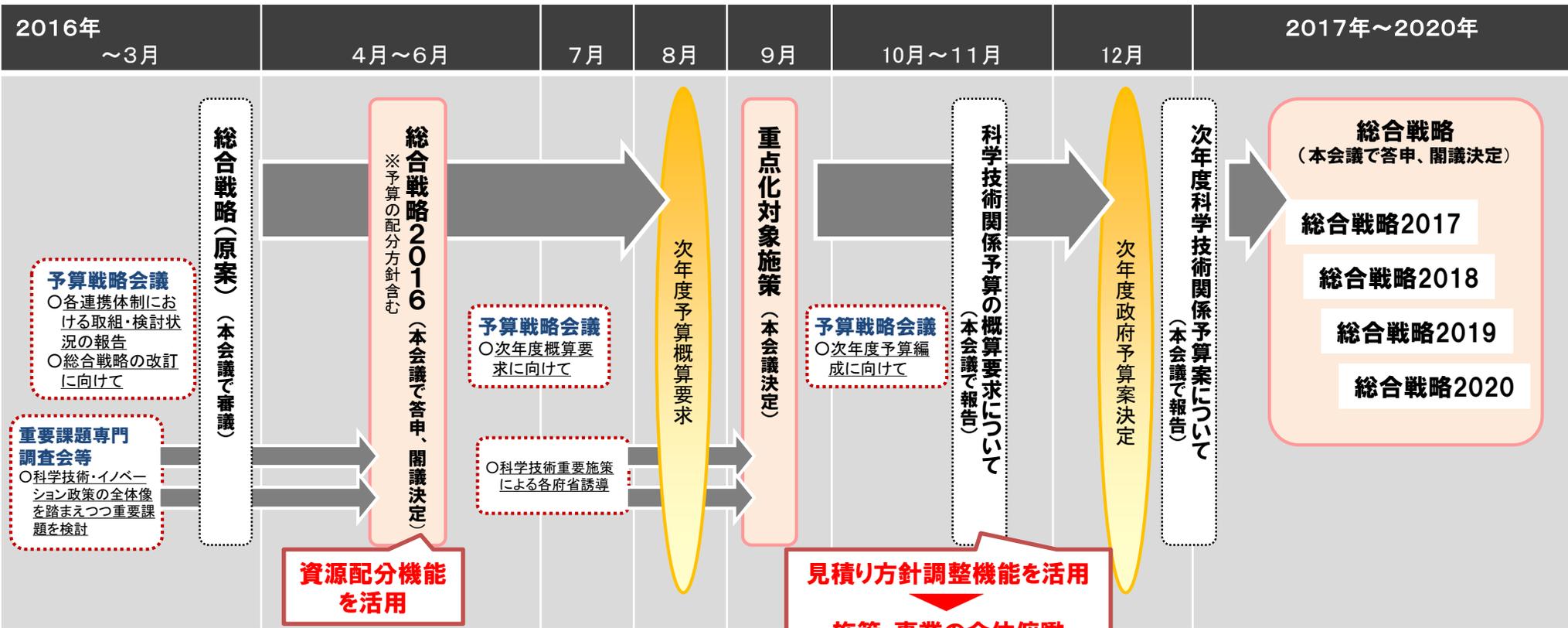
## (参考) 内閣府設置法

### 第4条(所掌事務)

第1項第5号 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

第3項第7号の2 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること

# 科学技術関係予算の編成プロセスのイメージ (第5期基本計画期間における編成)



**A** ↑

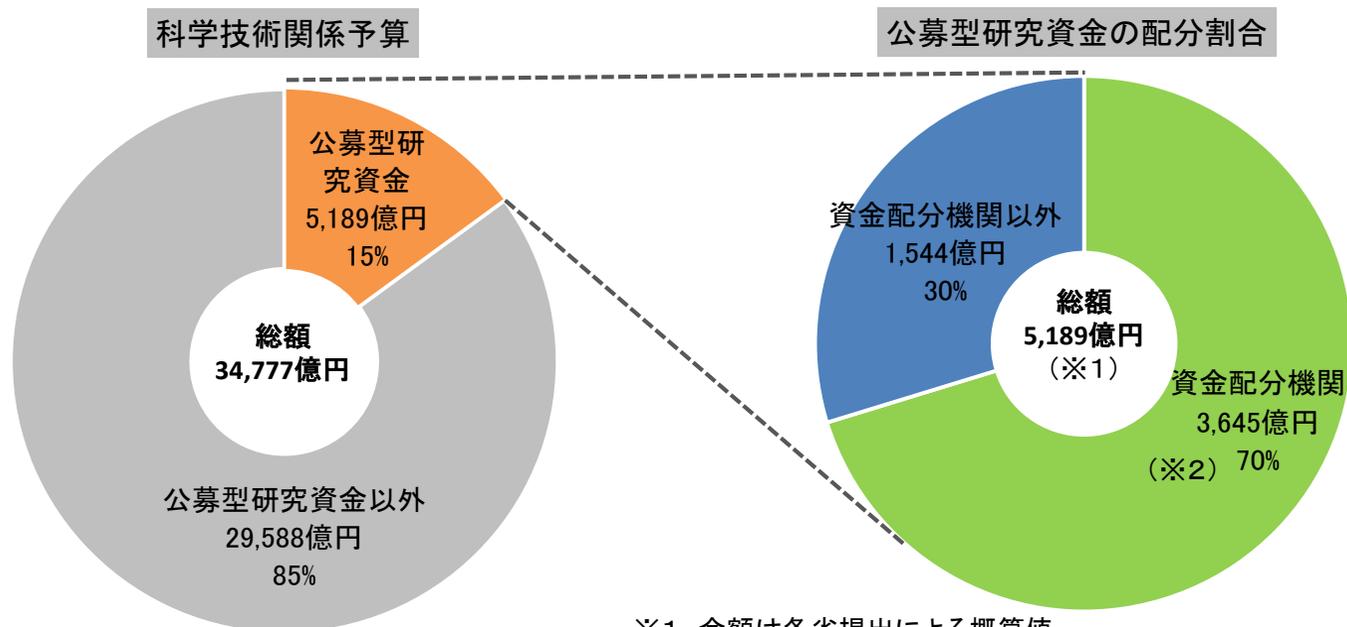
**科学技術イノベーション総合戦略・工程表の策定**

- P** ➤ 政府一体となって総合戦略を実現するための連携体制の構築
- D** ➤ 関係府省における施策・事業の実施
- C** ➤ 基本計画、総合戦略実現に向けた取組の進捗状況のフォローアップ

↓ **P**

■ e-Radの活用により次の効果が期待されるが、データ登録が十分に進んでいない。

- ①内閣府において公募型研究資金の俯瞰とマクロ分析を行い、各配分機関にフィードバックすることにより、エビデンスベースで予算編成。
- ②論文データや特許情報等の成果情報を研究課題と紐づけ、客観的根拠に基づくPDCAサイクルを構築。
- ③制度間の情報共有、研究者情報の管理等による、不合理な重複や過度の集中の排除等。(進捗あり)
- ④オンライン電子申請による研究者の利便性向上、配分機関における審査業務の効率化・早期化。(進捗あり)



※1 金額は各省提出による概算値

※2 資金配分機関: 科学技術振興機構 (JST), 日本学術振興会 (JSPS), 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO), 日本医療研究開発機構 (AMED)

■ 資金配分機関は公募型研究資金全体の7割を占めており、e-Radによる俯瞰とマクロ分析を行う上で特に重要な役割を担う。

⇒ 特に配分機関による公募型資金のe-Radへの登録を徹底し、登録データによる俯瞰・マクロ分析のための環境整備を注力的に進めることが必要。

■ 競争的資金については、これまでも、関係府省と連携し、各種の使い勝手の改善に取り組んできたところ。

## 競争的資金におけるこれまでの使い勝手の改善の主な取組

	項目	取組内容	申合せ年月
1	費目構成の統一化	府省共通経費取扱区分表を作成し、費目構成を統一した。	H22.12
2	繰越手続きの書類の統一化	繰越手続きの簡素化・標準化を行い、書類を統一した。	H24.10
3	費目間流用ルール of 統一化	流用可能な範囲を、各費目ごとの予算額をベースにするのではなく、直接経費総額の一定割合に統一した。一定割合も20%と50%に統一した。	H26. 3
4	使用ルールの統一	備品として管理するもの、資産として管理するものの金額を統一した。	H27.3
5	研究機器の共用化	購入した研究機器について、当該研究で必要な時間以外は、研究の実施に支障のないことを確認の上、他の研究で使用できるよう統一した。	
6	複数研究費の合算による使用	旅費の支払や消耗品の購入について、府省を越えた合算による使用が可能になるよう統一した。	
7	様式の統一	実績報告書の様式を統一した。	

■ 研究機器の購入に当たり、制度、府省をまたいだ複数研究費の合算が可能となる仕組みの検討など、競争的資金に関する更なる改善の実施や、競争的資金における取組を競争的資金以外に拡大することも含め、引き続き検討を行い、使い勝手の改善等の取組を推進していく。

- 研究資金については、各種の政府決定文書等に改善等に関する記述があり、今後とも**関係府省と連携した検討・取組が必要**。

決定名	内容(抜粋)
<p>第5期 科学技術基本計画 答申(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公募型資金については、府省共通研究開発管理システムへの登録の徹底や、当該システムと資金配分機関のデータベースとの連携を進めつつ、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省は、公募型資金に対する評価・分析を行い、その結果を資金配分機関やステークホルダーに提供する。</li> <li>• 国立大学等における人事給与システム改革の実施を前提として、公募型資金の直接経費から研究代表者等への人件費支出が可能となるよう直接経費支出の柔軟化に向けた検討を進め、必要な措置を講ずる。</li> <li>• 競争的資金について、その政策目的等を踏まえて対象を再整理し、全ての競争的資金において間接経費の原則30%措置、使い勝手の改善等の府省統ルールを徹底を図る。また、競争的資金以外の研究資金についても、間接経費の導入、使い勝手の改善等の実施について、大学改革の進展等を視野に入れつつ検討を進め、必要な措置を講ずる。加えて、研究機器の共用化の促進を図るとともに、資金配分機関の多様性の確保を前提としつつ、制度・府省をまたいだ複数研究費の合算による使用、研究の進展に合わせた切れ目ない支援が可能となるような制度間の接続の円滑化並びに複数年にわたる研究実施の円滑化に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。</li> </ul>
<p>科学技術イノベーション総合戦略2015(平成27年6月19日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 競争的資金については、その政策目的等を踏まえて対象を再整理し、全ての競争的資金において間接経費の原則30%措置、使い勝手の改善の実施等の府省統ルールを徹底する。</li> <li>• 競争的資金以外の研究資金についても、間接経費の導入等の実施について検討する。上記に関して、特に、内閣府、文部科学省の大学等に対する研究資金について、平成28年度以降の新規採択から、原則、間接経費を30%措置する。</li> <li>• 研究費の集中等に関する状況調査とその調査を踏まえた対応の実施を検討する。また、調査データを把握する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の充実及び府省等の配分機関による公募型資金の登録の徹底と有効活用を図る。</li> <li>• 資金の効果的・効率的活用、研究者の負担軽減の観点から、競争的資金に関する使い勝手の更なる改善、研究施設・設備の共用の促進に係る検討を行う。また、シームレス化に対応するため、制度・省庁をまたいで、研究の進展に合わせた切れ目ない支援が可能となるよう制度間の接続の円滑化に向け検討を行う。</li> </ul>